

令和 4 年 1 月 20 日
理事(教育担当)・副学長 有江 力

まん延防止等重点措置の適用に伴うサークル活動について

新型コロナウイルス感染症の感染者が急増、1月21日～2月13日の間、東京都等に「まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。オミクロン株の感染性の高さや、国内全体に感染が拡大しつつあることを踏まえ、人-人感染の場の低減が主な目的です。特に、サークル活動等での感染リスクの高い活動について自粛が求められています。本学、政府、文部科学省、東京都、関連自治体、等の要請、告示、指示等をこれまで以上によく理解したうえでサークル活動を実施してください。

その際、令和 3 年 10 月 12 日付け通知「[課外活動実施時における遵守事項の改定について](#)」に基づいて実施し、課外活動実施許可を事前に得ていただくことが必要です。(既に許可を得ている活動については、活動内容に変更が無い場合は再提出不要です)

また、重点措置が適用されている間は、特に以下の事項を遵守してください。

- ・運動施設の使用については「制限レベル 1」から「制限レベル 2」へと変更する
- ・学生同士が組み合うことが主体となる活動は行わない
- ・身体接触を伴う活動は行わない
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動は行わない
- ・東京都外での活動は原則禁止とする
- ・地域を問わず宿泊を伴う合宿等については原則禁止する
- ・サークル活動中及び前後の会食や大声での発生など飛沫の飛散を伴う行動は厳に慎む

なお、東京都で感染者が急増し、医療提供体制も切迫しつつある中でのサークル活動の必要性について、改めて検討してください。また、課外活動に参加することを希望しない学生に対して参加を強要することのないようご注意ください。

本件問い合わせ先
学務課学生支援係
gaksien1@cc.tuat.ac.jp
(問い合わせは電子メールでお願いします)